

## 第1次選考免除の条件(令和7年9月現在)

福井県教育委員会

本資料の情報は暫定的なものです。今後、次年度の第1次選考免除形態や免除要件については、変更する場合があります。その場合、随時、教職員課のホームページにて告知していきますので、定期的に確認するようにしてください。

## 免除の種類と対象について

## ◎他都道府県国公立学校での正規勤務経験者

免除の種類	免除となる試験	対象
第1次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	他都道府県において、 <u>国立大学法人または地方公共団体が設置する学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く）に正規の主幹教諭、指導教諭、教諭または養護教諭、栄養教諭として 出願時に任用中の者 および 退職後3年以内の者</u> で、 <u>講師経験を含め3年以上の勤務経験を有する者</u> （常時勤務を要するものに限る。休職、休業期間は除く。） ただし、勤務中または勤務していた校種に限る。

## ◎講師等経験者が対象となる免除制度

免除の種類	免除となる試験	対象
第1次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	令和8年度教員採用選考試験（令和7年実施）の第1次選考合格者（講師等経験による第1次選考全部免除者含む）で、下に記載の「 <u>講師等の条件①</u> 」を満たす者。（ただし、県内国公立学校に限る）
第1次選考 一部免除	一般・教職	令和8年度教員採用選考試験（令和7年実施）で「 <u>一般・教職</u> 」が基準に達していた者で、下に記載の「 <u>講師等の条件①</u> 」を満たす者。（県内私立学校を含む） ※令和8年度教員採用選考試験（令和7年実施）において、第1次選考を一部免除で受験した者も含む。

## 「講師等の条件①」

- 令和8年度教員採用選考試験（令和7年実施）の第1次選考受験後に、福井県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等<sup>※1</sup>で3か月以上<sup>※2</sup>（見込みを含む）の勤務実績を有すること。  
ただし、会計年度任用職員（講師）の場合は、授業を週5時間以上<sup>※3</sup>行っていること。
- 大学または大学院在籍中（通信教育受講生、科目等履修生等を除く）に、令和8年度教員採用選考試験（令和7年実施）を受験した者は、福井県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等<sup>※1</sup>で30日以上（見込みを含む）の勤務実績を有すること。  
ただし、会計年度任用職員の場合は、授業を週5時間以上<sup>※3</sup>行っていること。

※1 福井県内の市町採用および国立学校の講師等の場合、教員免許状の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。（チームティーチングによる授業も可）

\*一部免除の場合、これに県内私立学校の講師等も含まれます。

※2 3か月以上の期間計算については、該当月に1日でも勤務日数があれば、1か月と数える。

※3 養護教諭、栄養教諭の場合、「授業」の条件は問わない。

## ◎大学院在学者が対象となる免除制度

免除の種類	免除となる試験	対象
第1次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	令和8年度教員採用選考試験（令和7年実施）の第1次選考合格者（講師等経験による第1次選考全部免除者含む）で、令和8年度に大学院または教職大学院に在学中の者。
第1次選考 一部免除	一般・教職	令和8年度教員採用選考試験（令和7年実施）で「 <u>一般・教職</u> 」が基準に達していた者で、令和8年度に大学院または教職大学院に在学中の者。

★全部免除の資格は、令和8年度教員採用選考試験（令和7年実施）で合格した校種・教科等での受験にのみ有効です。それ以外の校種・教科等で受験する場合は、一部免除となります。通知文書の内容を確認してください。

## ◎60月以上講師等経験者が対象となる免除制度

免除の種類	免除となる試験	対象
第1次選考 全部免除	一般・教職 教科等専門	<u>令和8年度に</u> 県内国公立学校に勤務する講師等で、下記「 <u>講師等の条件②</u> 」を満たす者

### 「講師等の条件②」

・令和8年3月31日時点で、福井県内の学校（学校教育法第1条に規定する学校、ただし幼稚園は除く）において、免除対象となる講師等※1で、60月以上※2の勤務実績を有すること。  
ただし、会計年度任用職員（非常勤講師）の場合は、授業を週5時間以上※3行っていること。

- ※1 福井県内の市町採用および国立学校の講師等の場合、教員免許状の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。（チームティーチングによる授業も可）
- ※2 上記60月以上の期間計算については、該当月に1日でも勤務日数があれば、1か月と数える。
- ※3 養護教諭、栄養教諭の場合、「授業」の条件は問わない。

## 講師の種別・条件等について

### (1) 福井県採用の講師等の場合

講師の種別（辞令上の標記） ○印は任用事由		免除対象
任期時的 付的 職任用 職員	<b>「講師」</b> ○欠員補充                      ○病休代替教職員 ○産休代替教職員              ○育休代替教職員 ○介護休暇代替教職員 ○退職代替教職員                      など <b>「養護助教諭」 ※1</b> <b>「学校栄養職員補助」 ※2</b>	○ ※1 は養護教諭受験の場合 ※2 は栄養教諭受験の場合 に対象となる。
	<b>「事務職員補助」「技術職員」</b>	×
会計 年度 任用 職員	<b>[県立学校] … 「会計年度任用職員（講師）」</b> ○教科補充                      ○病休代替教職員 ○介護休暇代替教職員          ○初任研代 <b>[小中学校]…辞令文「福井県教育委員会事務局職員            （会計年度任用職員）に採用する。            ~~~教育委員会に派遣する。」</b> ○小規模中学校補充教員 ○育児短時間勤務非常勤講師 ○公立小・中学校適正規模化支援非常勤講師 ○特別支援非常勤講師 ○長期研修代など	○
	<b>[県立学校] 「舎監」、「助手」、「宿直員」</b> <b>[小中学校]…辞令文「福井県教育委員会事務局職員            （会計年度任用職員）に採用する。            ~~~教育委員会に派遣する。」</b> ○特別非常勤講師 ○低学年生活支援員など教員免許が必要条件となっ ているもの	×

※ 小中学校の会計年度任用職員の辞令文は同様となっていますので、任用事由によって、一部免除の対象要件を満たさないものがあります。任用事由が不明である場合には所属長にご確認ください。

### (2) 福井県内の市町採用および福井県内の国立・私立学校の講師等の場合

#### 【条件】

教員免許の所有を条件とし、授業をすることを業務として任用された講師等であること。  
 ※チームティーチング（TT）による授業も可。

#### 【手続】

上記の条件を満たすことや講師の内容を証明する書面（在職証明書等）を提出する。  
 ※市町の採用の場合は該当市町教育委員会が証明する。  
 ※国立大学法人附属の小学校、中学校、特別支援学校および私立学校の場合は任命権者が証明する。